

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境保全課】 708

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 712

◇ 消 防 局

- 北九州市消防航空隊職員の週休日に関する規程【消防局総務部人事課】 713

北九州市告示第99号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成26年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
株式会社シーケム
代表取締役社長 灘 利浩

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区大字中原46番80
株式会社シーケム 九州工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	29号口 静置分離器
名称	S-9003
能力	120m ³ /日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

名称	S-9003
使用時間間隔	連続運転
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可日以後
工事完成予定年月日	許可日以後
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

名称	S-9003	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	59
	最大	118
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	10000
	最大	
浮遊物質 (mg/l)	通常	10
	最大	
シアン化合物 (mg/l)	通常	40
	最大	
フェノール類含有量 (mg/l)	通常	2500
	最大	
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量(mg/l)	通常	90
	最大	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理の方法

処理施設の名称	活性汚泥処理設備
能力	1800m ³ /日
処理の方法	生物化学的処理

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	処理前		処理後	
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	3617.6	通常	同左
	最大	4012.7	最大	同左
水素イオン濃度	6～7		5～9	
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	1400	通常	230
	最大	2100	最大	380
浮遊物質 (mg/l)	通常	100	通常	40
	最大	200	最大	100
シアン化合物 (mg/l)	通常	10	通常	1.0
	最大	120	最大	1.0
フェノール類含有量 (mg/l)	通常	320	通常	1.0
	最大		最大	
ノルマルヘキサン抽出	通常	100	通常	1.0

物質含有量 (mg/l)	最大	最大
--------------	----	----

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名

NO2排水口

イ 水質

	設置前	設置後
排水水の量 (m ³ /日)	通常 55531.6 最大 78208.7	通常 同左 最大 同左
水素イオン濃度	5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 29 最大 39	通常 同左 最大 同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 30 最大 40	通常 同左 最大 同左
シアン化合物 (mg/l)	通常 0.3 最大 0.5	通常 同左 最大 同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 0.3 最大 0.5	通常 同左 最大 同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 1.2 最大 2.0	通常 同左 最大 同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 50 最大 70	通常 同左 最大 同左
燐含有量 (mg/l)	通常 0.5 最大 1.0	通常 同左 最大 同左
ベンゼン (mg/l)	通常 最大 0.08	通常 同左 最大 同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年3月26日から同年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境保全課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した

文書を、平成26年4月15日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年3月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区中曽根東四丁目1645番	北九州市小倉南区中曽根三丁目7番20号 柏田一夫
北九州市小倉南区大字母原368番1のうち及び375番1	北九州市小倉南区大字母原368番地1 浦里 斉
北九州市門司区大字吉志1976番4及び1976番11から1976番18まで	北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号 大英産業株式会社 代表取締役 大園 信
北九州市八幡西区御開二丁目3537番30、3537番31、3544番1のうち、3554番3のうち、4026番1のうち及び4056番2のうち	東京都港区三田三丁目5番27号 日本板硝子株式会社 代表執行役 吉川恵治

北九州市消防航空隊職員の週休日に関する規程を次のように定める。

平成26年3月26日

北九州市消防長 石松秀喜

北九州市消防航空隊職員の週休日に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）第4条第2項の規定に基づき、北九州市消防職員のうち警防部消防航空隊に所属する職員（次条において「消防航空隊職員」という。）の週休日を定めるものとする。

(週休日)

第2条 消防航空隊職員の週休日は、4週間を通じて8日とし、当該日は所属長が指定する。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 4週間を計算するに当たっては、平成26年4月1日を初日とし、同日から同月5日までを1週間とみなす。

3 第2条の規定にかかわらず、前項の規定による平成26年4月1日から同月26日までの4週間における週休日は、7日とする。